

クラウドサービス利用規約

2027 年 4 月

株式会社 エネコム

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、クラウドサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づきクラウドサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

- 2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(規約の変更)

第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 規約の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。
- 3 当社は、日本マイクロソフト株式会社およびレッドハット株式会社から料金改定の通知があり、料金表に定める利用料金を改定する必要があると認めた場合、これを改定できるものとします。
- 4 契約者が、規約の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとします。

(用語の定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ネットワークコネクトサービス	当社の電気通信サービスであって別記に掲げるもの
クラウド利用サービス	ネットワークコネクトサービスに対して、当社が提供するアプリケーションサービス
クラウド接続サービス	ネットワークコネクトサービスと、クラウド利用サービスとを接続するサービス
クラウド利用契約	クラウド利用サービスの提供を受けるための契約
クラウド接続契約	クラウド接続サービスの提供を受けるための契約
クラウド利用契約者	当社とクラウド利用契約を締結している者
クラウド接続契約者	当社とクラウド接続契約を締結している者
契約者識別符号	本サービスに係る契約者を識別するための数字の組み合わせであって、本サービスに係る契約に基づいて当社が契約者に

	割り当てるもの
ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
相互接続点	当社のネットワークコネクタサービスに係る電気通信設備とクラウド利用サービスとの接続点
仮想装置	クラウド利用サービスに係る者の情報の蓄積又は転送等を行うことができる当社が設置する設備
CPU 機能	CPU(仮想装置の制御やデータの計算・加工を行う中央処理装置をいいます。以下同じとします。)を利用できる機能
メモリ機能	メモリ(仮想装置にデータ等を一時的に記憶する装置をいいます。以下同じとします。)を利用できる機能
ストレージ機能	当社の設置する記憶装置に契約者がデータを格納できる機能
ファイアウォール機能	ファイアウォール(その装置を介して仮想装置とイーサネット通信網もしくはコンピュータ通信網との間で行なわれる通信のうち、仮想装置への不正アクセスその他契約者が意図しない通信をその契約者があらかじめ指定するところにより制限することができる装置をいいます。以下同じとします。)を利用できる機能
ルータ機能	ルーティング(通信の交換及び伝送を行う機能をいいます。以下同じとします。)を利用できる機能
IP アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
クライアント ID	クラウド利用サービス(料金表第 1 表に規定するタイプ 2 のものに限り、)を利用するために割り当てる英字及び数字の組み合わせであって、当社がマネージドクラウド利用規約に基づいてクラウド利用契約者に割り当てるもの(クラウド利用契約者によって追加で割り当てられるものを含みます。)
1 の契約ごと	第 3 章第 7 条に規定する利用申込みごと
クラウドソフトウェアサービス	当社の仮想装置に当社が契約者を代行してインストールをすることによって使用可能なソフトウェア等を提供するサービス
クラウドソフトウェア契約	クラウドソフトウェアサービスの提供を受けるための契約
クラウドソフトウェア契約者	当社とクラウドソフトウェア契約を締結している者

第2章 契約

(契約の種別)

第5条 本サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) クラウド利用契約
- (2) クラウド接続契約
- (3) クラウドソフトウェア契約

(サービスの種類等)

2 本サービスには、料金表第1表に規定するサービスの種類及び区分があります。

第3章 利用契約の申込

(利用契約の単位)

第6条 当社は、1の契約者識別符号につき1のクラウド接続契約、1のクラウド利用契約または1のクラウドソフトウェア契約を締結します。この場合、クラウド接続契約者、クラウド利用契約者またはクラウドソフトウェア契約者は、1のクラウド接続契約、クラウド利用契約またはクラウドソフトウェア契約につき、1人とします。

2 第1号の場合、ネットワークコネクトサービスと接続する場合は、クラウド接続契約者は、イーサネット通信網サービスに係るグループの代表契約者等(当社に届け出た者に限りま
す。以下、同じとします。)と同一の者に限ります。

(利用申込み)

第7条 本サービスに係る契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社
所定の契約申込書等を本サービス取扱所(本サービスに関する業務を行う事業所をいいま
す。以下、同じとします。)等へ提出して頂きます。

- (1) 本サービスに係る契約の種別
- (2) クラウド利用サービスの申込みの場合はサービスに応じて次の事項
 - ア クラウド利用サービスの種類
 - イ 仮想装置の区分
 - ウ 仮想装置の数
 - エ 付加機能
 - オ クライアントIDの数
 - カ 接続する電子計算機等の数
- (3) クラウド接続サービスの申込みの場合はサービスに応じて次の事項
 - ア コースの区分
 - イ 付加機能
- (4) クラウドソフトウェアサービスの申込みの場合はサービスに応じて次の事項
 - ア クラウドソフトウェアサービスの種類
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(申込の承諾)

第8条 当社は、利用契約の申込者が次の項目に該当する場合もしくはおそれがある場合には、利用契約の申込を承諾しない場合があります。

- (1) 利用契約の申込に際し、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- (2) 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 申込者が未成年等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていない場合
- (4) 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明した場合
- (5) 第15条(サービスの停止)のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
- (6) 当社の業務の遂行上又は技術上支障があるとき
- (7) 当社が本サービスの全部又は一部を提供するために必要なライセンス、権限、機能等を欠くとき
- (8) その他前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合

2 当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。

第4章 利用契約の内容

(最低利用期間)

第9条 利用契約の成立後、当社が所定の作業を完了した日をサービスの提供の開始日とし、開始日から起算して、クラウド利用サービスのタイプ3を除き1ヶ月を最低利用期間とします。クラウド利用サービスのタイプ3については6ヶ月を最低利用期間とします。

2 付加機能の最低利用期間は本サービスと同じものとします。

(契約の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併、分割等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

2 第8条(申込の承諾)の規定は前項の場合についても準用します。

(譲渡の禁止)

第11条 契約者は、利用契約に基づいて本サービスを利用する権利を他に譲渡することはありません。

(契約者の名称等の変更)

第12条 契約者は、本サービス利用申込の際に当社へ届け出た事項に変更があった場合には、速やかに、当社の定める方法によりその旨を届出するものとします。

(契約内容の変更)

第13条 契約者が利用契約の内容等を変更しようとするときは、当社が別に定める方法により、当社に対し変更を申し出るものとします。ただし、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当社は変更を承諾しない場合があります。

(付加機能の提供)

第 14 条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、第 3 項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 8 条 (申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、料金表第 1 表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

4 当社は、その付加機能の提供を受けている契約者から廃止の申出があったときは付加機能を廃止します。

第5章 提供の停止等

(サービスの停止)

第15条 当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合もしくはおそれがある場合には、利用契約に基づく本サービスの全部又は一部の提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。

- (1) 利用契約に基づく本サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払い期限が経過してもなお支払わないとき
- (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態においてサービスを利用したとき
- (3) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、またはそれに類するかあるいは当社が不適当と判断した情報を流したとき
- (4) 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合
- (5) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (6) 利用契約の申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (7) 当社が本サービスの全部又は一部を提供するために必要なライセンス、権限、機能等を欠くとき
- (8) その他当社が契約者として不適当と判断した場合

(サービスの緊急停止)

第16条 当社は、本サービスの利用に伴うシステムの稼働が契約者によって著しい損害を受ける可能性を認知した場合、契約者に通告なく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承認するものとします。

2 本サービスの緊急停止ができなかったことによって契約者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負いません。

(サービスの中止)

第17条 当社は次の各号に該当する場合には利用契約に基づく本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社または当社が利用する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 当社または当社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき

2 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を中止するときは事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第6章 契約の解除等

(契約者からの解除)

第18条 契約者は当社に対し、本サービスの最低利用期間内においても、残存期間数に月額料金を乗じた金額を、一括して支払うことにより、本サービスに係る契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

2 契約者は、前項の解除を、解除を希望する日の10営業日前までに当社が別に定める方法により当社に通知するものとします。

(当社からの解除)

第 19 条 当社は、第 15 条（サービスの停止）の規定により利用契約に基づく本サービスの利用を停止された契約者が、速やかにその事由を解消しない場合には、本サービスに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 15 条（サービスの停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの停止をすることなく利用契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者が本規約に違反している場合、当社が契約者に違反の通知をした後、契約者が速やかに違反を解消しない場合には、利用契約を解除することができます。

4 当社は、前 2 項の規定により利用契約を解除しようとするときには、その契約者に解除の通知あるいは催告をしない場合があります。

第 7 章 料金等

(契約者の支払義務)

第 20 条 契約者は、当社に対し料金表に定める利用料金を当社の規定する方法で支払うものとします。

2 利用料金の支払い義務は、第 7 条（利用申込み）により利用契約が成立したときに発生します。

3 停止等により、本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 第 15 条（サービスの停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合は、契約者は、その停止期間中の料金の支払を要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金

(料金の計算方法)

第 21 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 22 条 契約者は、料金等を不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として別途、支払うものとします。

(遅延損害金)

第 23 条 契約者は、料金等その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの期間について年 10. 0%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。

(消費税)

第 24 条 契約者が当社に対し利用契約に基づく支払いを行う場合において支払いを要する額は、料金表に定める料金等の額に消費税相当額を加算した額となります。

第 8 章 契約者及び当社の義務

(ID及びパスワード)

- 第 25 条 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントおよびパスワードの管理の責任を負うものとします。これらの情報を紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントおよびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意又は重大な過失により、当社が提供した管理者用のユーザー ID およびパスワードが他者に利用された場合はこの限りではありません。
 - 3 当社は管理者用アカウントとパスワードの電話による問合せに関しては、問合せ者が本人の場合であっても、電話による回答はしないものとします。
 - 4 管理者用アカウントとパスワードの電話による問合せに関しては、別途当社の定める通信方法によってのみ回答するものとし、利用者は、緊急の場合も含め、即時の回答ができないことがあることを承諾するものとします。

(契約者の義務)

- 第 26 条 契約者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。
- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社サーバ上に登録する情報の複製情報を、契約者の責任において保管するものとします。当社が行う、データのバックアップは契約者の情報の完全な安全を保証しないことを認めるものとします。
 - 3 契約者は、当社コンピュータ設備への不法侵入・情報破壊行為、情報盗難行為等のいわゆる「クラッキング」行為を認識した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
 - 4 契約者は、いわゆるクラッキング行為をしてはならないものとします。
 - 5 契約者は、本サービスの利用に関して当社によってその利用方法が不適切であると判断された場合には、当社の技術上あるいは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとします。
 - 6 契約者は、いわゆる「ネットマナー」と呼ばれる、インターネットの利用上の慣習に従い、第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用することにつとめるものとします。
 - 7 いわゆる「spam メール（不特定多数のメールアドレスに一斉同報のメールを送付すること）」に関してはこれを行わないものとします。
 - 8 契約者は、本規約の規定を遵守しなければなりません。

(自己責任の原則)

第 27 条 契約者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません。）に対して損害を与えた場合及び他者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとします。

- 2 契約者が、本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合及び他者に対しクレームを通知する場合においても、前項と同様とします。
- 3 契約者は、その故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償する義務を負います。

(秘密保持)

第 28 条 日本国における法令、条例、法律に基づいた場合を除いて、当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 当社は、電子メールの通信履歴に関しては、次項の場合を除いて、これを原則として契約者と第三者のいずれにも公開しないものとします。
- 3 当社は、公安当局からの捜査上の要請に基づいて書面による正式な協力要請等があった場合、契約者の合意をとらずに通信履歴を開示する場合があります。

(免責)

第 29 条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用に遅延又は中断（第 16 条のサービスの中止を含みますが、これに限りません。）が生じても補償の責任を一切負わないものとし、契約者及び利用者が被った損害（逸失利益を含みます。）に関し、何らの責任も負いません。
- 3 当社は、契約者及び利用者によりサーバに収録、蓄積された情報の消失又は毀損に関しての責任は一切負いません。
- 4 当社は利用者が本サービスを利用することによって利用者が提供する情報コンテンツの審査に関しての責任は一切負いません。
- 5 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。
- 6 当社は契約者が本サービスの利用によって第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でもこれらの係争の一切の責任を負わないものとします。

(責任の制限)

第 30 条 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスがまったく利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金表第 1 表（料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第9章 その他

(準拠法)

第31条 本規約（本規約に基づく契約を含む。以下同じ。）に関する準拠法は、日本法とします。

(管轄)

第32条 本規約に関する紛争につき、当社及び契約者は、当社の本店所在地における地方裁判所を第一審の専属的管轄権を有する裁判所とすることに合意します。

(協力義務)

第33条 本規約に定めのない事項については、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するように努力するものとします。

(不当条項)

第34条 本契約のいずれかの条項が何らかの点について無効または執行不能とされた場合であっても、その無効や執行不能は本契約の他の条項に影響を与えないものとします。

第10章 反社会的勢力の排除

(契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約)

第35条 契約者は、当社に対し、次の各号に定める事項を確約するものとします。

- (1) 契約者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」とします。）に該当しないこと
- (2) 契約者は、反社会的勢力に自己の名義を利用して、当社と契約を締結するものではないこと
- (3) 契約者の役員（実質的に経営権を有する者、取締役、執行役またはこれらに準じる者）または株主（出資者または経営に影響を与えるその他の者）は、反社会的勢力に属さないこと
- (4) 契約者は、当社が前項の該当性を判断するために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要とする資料を提出するものとする
- (5) 契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ・ 当社に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害する行為、または信用を毀損する行為
 - ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為

(確約に反する場合の契約の解除等)

第36条 当社は、契約者が第35条（契約者が反社会的勢力に該当しないことの確約）に反することが判明した場合、なんら催告をすることなく、契約を解除することができるものとします。

- 2 当社が前項の規定により契約を解除した場合、当社はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わないこととします。

別記

1. ネットワークコネクトサービス

当社が提供するネットワークコネクトサービスは次表に掲げる当社の電気通信サービスであって、当社が別に定めるものとします。

契約約款等の名称	対象サービスの名称
イーサネット通信網サービス契約約款	アクセス回線A、アクセス回線B、アクセス回線Cにおけるイーサネット伝送方式のもの
コンピュータ通信網サービス契約約款	第I型契約に係るものでイーサネット伝送方式のもの
構内配線サービス利用規約(広島データセンター)	構内配線サービスD

2. クラウド利用サービス及びクラウド接続サービスの提供区間

当社のクラウド利用サービス及びクラウド接続サービスは、仮想装置と相互接続点との間、仮想装置相互間、相互接続点間において提供します。

3. クラウド利用サービスに係るオペレーションシステム等の提供

当社は、クラウド利用契約者から請求のあったときは、そのクラウド利用契約に係るオペレーションシステム等を提供します。この場合、クラウド利用契約者は料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

4. クラウドソフトウェアサービスに係るソフトウェア等の提供条件

- (1) 当社のクラウドソフトウェアサービスに係るソフトウェア等の提供条件については、クラウドソフトウェア契約者は、当該ソフトウェア等を開発したベンダーまたはメーカーの使用許諾に従うものとします。
- (2) クラウドソフトウェア契約の締結には、クラウド利用契約またはクラウド接続契約の締結が必要であるものとします。
- (3) 当社は、クラウドソフトウェアサービスに係るソフトウェア等の利用等に関連する事項について、クラウドソフトウェア契約者からの問い合わせ窓口となります。

料 金 表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日の本サービスの契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日に本サービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 第 20 条（料金の支払義務）第 3 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 3 月額料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5 及び 6 の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 8 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者に、そのことをお知らせします。

第1表 (料金)

第1 利用料金

1 適用

クラウド利用サービス、クラウド接続サービスおよびクラウドソフトウェアサービスに係る基本利用料の適用については、第20条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容			
(1)クラウド利用サービスの種類及び区分に係る利用料金等の適用	ア クラウド利用サービスには次の種類があります。			
	種 類	内 容		
	タイプ1 (サーバリソース)	仮想装置利用機能（当社が設置する電気通信設備を使用してクラウド利用サービスに係る者の情報の蓄積又は転送等を行うことができるものをいいます。以下同じとします。）を提供するもの		
	タイプ2 (AD連携ファイルサーバ)	当社が別に定める基準を満たしたActive Directoryサーバとの連携によるアクセス権限の設定が可能な記憶領域を提供するもの。		
	タイプ3 (ネットワークモニター)	ネットワークコネクトサービスに対して、リモート監視機能により状態変化などを検出し、通知や開示機能を提供するもの。		
	イ タイプ1には、次の区分があります。			
	区 分	内 容		
		CPU	メモリ (ギガバイト)	冗長化
	共用サーバ(1vCPU/2GB)	1	2	HA標準提供
	共用サーバ(1vCPU/4GB)	1	4	
	共用サーバ(2vCPU/4GB)	2	4	
	共用サーバ(2vCPU/6GB)	2	6	
	共用サーバ(2vCPU/8GB)	2	8	
	共用サーバ(4vCPU/4GB)	4	4	
	共用サーバ(4vCPU/6GB)	4	6	
	共用サーバ(4vCPU/8GB)	4	8	
	共用サーバ(4vCPU/12GB)	4	12	
	共用サーバ(4vCPU/16GB)	4	16	
	共用サーバ(4vCPU/24GB)	4	24	
	共用サーバ(6vCPU/16GB)	6	16	
	共用サーバ(6vCPU/32GB)	6	32	
	共用サーバ(8vCPU/12GB)	8	12	
	共用サーバ(8vCPU/16GB)	8	16	
	共用サーバ(8vCPU/24GB)	8	24	
	共用サーバ(8vCPU/32GB)	8	32	
	共用サーバ(8vCPU/64GB)	8	64	
	備 考			
	1. クラウド利用契約のタイプ1を利用する場合は、(2)クラウド利用サービスに係る付加機能利用料金等の適用のア（ア）ストレージ機能を利用するものとします。			

ウ タイプ2には、次の区分があります。

区 分	内 容
AD連携ファイルサーバ	当社が別に定める基準を満たしたActive Directoryサーバとの連携によるアクセス権限の設定が可能な記憶領域を提供するもの

(ア) タイプ2に係る料金の適用

タイプ2に係る料金は、1のクラウド利用契約（タイプ2のAD連携ファイルサーバのものに限ります。）につき基本容量10ギガバイトを超えて割り当てられた仮想装置上の記憶領域の容量（以下「追加割当容量」といいます。）100ギガバイトごとに基本額に加算して適用します。

エ タイプ3には、次の区分があります。

区 分	内 容
V-LAN用機器監視	ネットワークコネクタサービスのうちイーサネット通信網サービス契約者に対して、指定された機器の監視や状態変化などの検出を行い、情報の通知や開示を提供するもの
CCCN用機器監視	ネットワークコネクタサービスのコンピュータ通信網サービス契約者に対して、指定された機器の監視や状態変化などの検出を行い、情報の通知や開示を提供するもの
備 考	

(2)クラウド利用サービスに係る付加機能利用料金等の適用

ア クラウド利用サービス（タイプ1に係るものに限ります。）に係る付加機能利用料金の適用

(ア) ストレージ機能

(a) ストレージ機能の区分

区 分	内 容
サーバストレージ機能	サーバリソースで使用する記憶領域を提供するもので、(エ)バックアップ機能が利用できるもの。

備 考

1. サーバストレージ機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(イ) オペレーションシステム利用機能

区 分	内 容
Windowsに係るもの	マイクロソフト株式会社が提供する「Windows Server」を利用するもの（当社が別に定めるバージョンに限る）
RedHatに係るもの	レッドハット株式会社が提供する「RedHat Enterprise Linux」を利用するもの（当社が別に定めるバージョンに限る）
RedHat ELSに係るもの	レッドハット株式会社が提供する「RedHat Enterprise Linux Extended Life Cycle Support」を利用するもの（当社が別に定めるバージョンに限る）

(ウ) ミドルウェア利用機能

区 分	内 容
コース 1	マイクロソフト株式会社が提供する「Microsoft SQL Server Standard Edition」を利用するもの
備 考 1. コース 1 を利用する場合は、(2)クラウド利用サービスに係る付加機能利用料金等の適用の（イ）オペレーションシステム利用機能のうちWindowsに係るものを利用するものとします。	

(エ) バックアップ機能に係るもの

区 分	内 容
バックアップ機能	サーバリソースで使用する記憶領域に蓄積された情報を、異なる記憶領域に保存する機能およびその記憶領域を提供するもの
備 考 1. 本機能は、（ア）ストレージ機能のうち、サーバストレージ機能に限り提供します。 2. 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

(オ) クライアント利用機能

区 分	内 容
コース 1	マイクロソフト株式会社が提供する「Win Remote Desktop Services SAL」を利用するもの
備 考 1. コース 1 を利用する場合は、(2)クラウド利用サービスに係る付加機能利用料金等の適用の（イ）オペレーションシステム利用機能のうちWindowsに係るものを利用するものとします。	

	イ クラウド利用サービス（タイプ3に係るものに限りです。）に係る付加機能利用料の適用	
	リモート監視種別	内 容
	P i n g 監視	情報通信機器等に対してP i n gによる機器稼動監視を実施し、一定条件で応答が無い状態を検出した際には当社が別に定める通知種別にて通知するサービス
	インターフェース監視	情報通信機器等のインターフェース（ポート）の稼動監視を実施し、状態変化を検出した際には当社が別に定める通知種別にて通知するサービス
	S N M P トラップ監視	情報通信機器等に対してS N M Pによる機器稼動監視を実施し、当社が別に定めるイベントの発生を検出した際には当社が別に定める通知種別にて通知するサービス
	S N M P 性能測定	情報通信機器等の性能情報（トラフィック量）の測定を実施し、しきい値の超過を検出した際には当社が別に定める通知種別にて通知するサービス
	サービス監視	情報通信機器等に対して、当社が別に定めるサービスの稼動監視を実施し、一定条件で応答が無い状態を検出した際には当社が別に定める通知種別にて通知するサービス
備 考 1. 当社が別に定める基準を満たした機器のみ対象とします。 2. 対象機器であっても上記動作を保証するものではありません。		
(3)クラウド接続サービスの種類及び区分等に係る利用料金の適用	ア クラウド接続サービスには次の種類があります。	
	種 類	内 容
	タイプ1 (V-LANコネク)	ネットワークコネクサービスのイーサネット通信網サービスとクラウド利用サービスとを接続することができる機能
	タイプ2 (インターネットコネク)	ネットワークコネクサービスのコンピュータ通信網サービスとクラウド利用サービスとを接続することができる機能
	タイプ3 (DCコネク)	ネットワークコネクサービスの構内配線サービスとクラウド利用サービスとを接続することができる機能
イ タイプ1には以下の区分があります。		
	区 分	内 容
	コース1 (10Mb/s)	ネットワークコネクサービスのイーサネット通信網サービスに対して、クラウド利用サービスと10Mb/sで接続することができる機能を提供するもの
	コース2 (100Mb/s)	ネットワークコネクサービスのイーサネット通信網サービスに対して、クラウド利用サービスと100Mb/sで接続することができる機能を提供するもの

コース 3 (1Gb/s)	ネットワークコネクトサービスのイーサネット通信網サービスに対して、クラウド利用サービスと1Gb/sで接続することができる機能を提供するもの
備 考	

ウ タイプ 2 には以下の区分があります。

区 分	内 容
コース 1 (シェア 1)	ネットワークコネクトサービスのコンピュータ通信網サービスに対して、当社が別に定める回線速度にてクラウド利用サービスと当社が別に定める契約者回線数内にて共用接続することができる機能を提供するもの
コース 2 (シェア 2)	ネットワークコネクトサービスのコンピュータ通信網サービスに対して、当社が別に定める回線速度にてクラウド利用サービスと当社が別に定める契約者回線数内にて共用接続することができる機能を提供するもので、コース 1 よりも優れているもの
コース 3 (専用接続)	ネットワークコネクトサービスのコンピュータ通信網サービスに対して、クラウド利用サービスと接続することが出来る機能を提供するもので、接続回線速度はコンピュータ通信網サービスに準じるもの
コース 4 (シェア 3)	ネットワークコネクトサービスのコンピュータ通信網サービスに対して、当社が別に定める回線速度にてクラウド利用サービスと当社が別に定める契約者回線数内にて共用接続することができる機能を提供するもので、コース 2 よりも優れているもの
注意事項 1. タイプ 2 を利用する場合は、(4)クラウド接続サービスに係る付加機能利用料金等の適用のイ(ア)ファイアウォール機能の利用もしくはお客さまにて十分なセキュリティ対策を講じた上でご利用ください。	

エ タイプ 3 には以下の区分があります。

区 分	内 容
コース 1 (100Mb/s)	ネットワークコネクトサービスの構内配線サービスに対して、クラウド利用サービスと100Mb/sで接続することができる機能を提供するもの
コース 2 (1Gb/s)	ネットワークコネクトサービスの構内配線サービスに対して、クラウド利用サービスと1Gb/sで接続することができる機能を提供するもの
備 考	

(4)クラウド接続サービスに係る付加機能利用料金等の適用	ア クラウド接続サービス（タイプ1に係るものに限りします。）に係る付加機能利用料の適用 （ア）ルータ機能 （イ）ファイアウォール機能 （a）ファイアウォール機能に係る料金の適用は、契約者があらかじめ指定する通信の制限の数（以下「ポリシー数」といいます。）を適用し、利用料金を計算します。 イ クラウド接続サービス（タイプ2に係るものに限りします。）に係る付加機能利用料の適用 （ア）ファイアウォール機能 （a）ファイアウォール機能に係る料金の適用は、契約者があらかじめ指定する通信の制限の数（以下「ポリシー数」といいます。）を適用し、利用料金を計算します。				
(5)クラウドソフトウェアサービスの種類及び区分に係る利用料金等の適用	ア クラウドソフトウェアサービスには次の種類があります。 <table border="1" data-bbox="491 750 1337 896"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 750 735 786">区 分</th><th data-bbox="735 750 1337 786">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 786 735 891">ロードバランサー (Netwiser VE)</td><td data-bbox="735 786 1337 891">セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの</td></tr> </tbody> </table> 備 考 1. ライセンスの提供条件については、セイコーソリューションズ株式会社のソフトウェア使用許諾契約書および当社が別に定めるところによります。	区 分	内 容	ロードバランサー (Netwiser VE)	セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの
区 分	内 容				
ロードバランサー (Netwiser VE)	セイコーソリューションズ株式会社が提供する「Netwiser VirtualEdition」のライセンスを提供するもの				

(6) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	ア 当社は、当社が別に定める測定対象において、当社が別に定める測定方法により測定した稼働率（1の暦月における日数に24を乗じて得た時間から、本サービスに係る契約者の責めによらない事由により、特定サービス(区分(1) タイプ1（サーバリソース）であるプランをいいます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない規約第15条（サービスの停止）、第16条（サービスの緊急停止）、第17条（サービスの中止）のいずれかに該当する場合を除く）を減じて得た時間を、その暦月における日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、特定サービスについて、1の暦月における利用料金のうち10%を返還します。 ただし、次の場合は、この限りではありません。 （ア）規約第19条（当社からの解除）の規定により契約解除としたとき
--------------------------------	--

2 料金額

2-1 クラウド利用サービスに係るもの

ア タイプ1に係るもの

月額			
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
共用サーバ(1vCPU/2GB)	1の契約ごとに	14,300円	(15,730円)
共用サーバ(1vCPU/4GB)	1の契約ごとに	16,500円	(18,150円)
共用サーバ(2vCPU/4GB)	1の契約ごとに	26,400円	(29,040円)
共用サーバ(2vCPU/6GB)	1の契約ごとに	29,700円	(32,670円)
共用サーバ(2vCPU/8GB)	1の契約ごとに	31,900円	(35,090円)
共用サーバ(4vCPU/4GB)	1の契約ごとに	41,800円	(45,980円)
共用サーバ(4vCPU/6GB)	1の契約ごとに	44,000円	(48,400円)
共用サーバ(4vCPU/8GB)	1の契約ごとに	46,200円	(50,820円)
共用サーバ(4vCPU/12GB)	1の契約ごとに	51,700円	(56,870円)
共用サーバ(4vCPU/16GB)	1の契約ごとに	57,200円	(62,920円)
共用サーバ(4vCPU/24GB)	1の契約ごとに	59,400円	(65,340円)
共用サーバ(6vCPU/16GB)	1の契約ごとに	74,800円	(82,280円)
共用サーバ(6vCPU/32GB)	1の契約ごとに	81,400円	(89,540円)
共用サーバ(8vCPU/12GB)	1の契約ごとに	88,000円	(96,800円)
共用サーバ(8vCPU/16GB)	1の契約ごとに	93,500円	(102,850円)
共用サーバ(8vCPU/24GB)	1の契約ごとに	99,000円	(108,900円)
共用サーバ(8vCPU/32GB)	1の契約ごとに	115,500円	(127,050円)
共用サーバ(8vCPU/64GB)	1の契約ごとに	152,900円	(168,190円)

イ タイプ2に係るもの

(ア) 基本額

月額			
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
AD連携ファイルサーバ	記憶装置の容量が 10ギガバイトごとに	300円	(330円)

ウ タイプ3に係るもの

月額			
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
V-LAN用機器監視	1の契約ごとに	5,000円	(5,500円)
CCCN用機器監視	1の契約ごとに	5,000円	(5,500円)

2-2 クラウド利用サービスの付加機能に係るもの

ア タイプ1に係るもの

(ア) ストレージ機能に係るもの

(a) 基本額

月額			
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
サーバストレージ機能	記憶装置の容量が 10ギガバイトごとに	300円	(330円)

(b) 加算額

月額			
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
バックアップストレージ機能	記憶装置の容量が 50ギガバイトごとに	3,000円	(3,300円)

(イ) オペレーションシステム利用機能に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
Windowsに係るもの	1の契約 (1のオペレーションシステムまで) ごとに	9,000円	(9,900円)
	1の契約 (4のオペレーションシステムまで) ごとに	16,000円	(17,600円)
	1の契約 (1の専用サーバまで) ごとに	120,000円	(132,000円)
RedHatに係るもの	1の契約 (CPUが4を超えない1のオペレーションシステムまで) ごとに	6,500円	(7,150円)
	1の契約 (CPUが4を超える1のオペレーションシステムまで) ごとに	13,000円	(14,300円)
RedHat ELSに係るもの	1の契約 (CPUが4を超えない1のオペレーションシステムまで) ごとに	11,700円	(12,870円)
	1の契約 (CPUが4を超える1のオペレーションシステムまで) ごとに	29,000円	(31,900円)
備考 1. RedHat ELSに係るものの料金額については、RedHatに係るものの料金額を含んでいます。			

(ウ) ミドルウェア利用機能に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
コース 1	1の契約 (CPUが4以下の1のミドルウェア) ごとに	55,000円	(60,500円)
	1の契約 (CPUが6以下の1のミドルウェア) ごとに	82,500円	(90,750円)
	1の契約 (CPUが8以下の1のミドルウェア) ごとに	110,000円	(121,000円)
	1の契約 (CPUが12以下の1のミドルウェア) ごとに	165,000円	(181,500円)

	1の契約（CPUが16以下の1のミドルウェア）ごとに	220,000円	(242,000円)
--	----------------------------	----------	------------

(エ)バックアップ機能に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
バックアップ機能	記憶装置の容量が10ギガバイトごとに	300円	(330円)

(オ) クライアント利用機能に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
コース 1	1 の利用者ごとに	1,200円	(1,320円)

イ タイプ 3に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
P I N G 監視	1のIPアドレスごとに	1,000円	(1,100円)
インターフェース監視	1のポートごとに	2,000円	(2,200円)
S N M P トラップ監視	1の機器ごとに	2,000円	(2,200円)
S N M P 性能測定	1の機器ごとに	2,000円	(2,200円)
サービス監視	1のサービスごとに	2,000円	(2,200円)

2-3 クラウド接続サービスに係るもの

ア タイプ 1に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
コース 1	1の契約ごとに	50,000円	(55,000円)
コース 2	1の契約ごとに	150,000円	(165,000円)
コース 3	1の契約ごとに	300,000円	(330,000円)

イ タイプ 2に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
コース 1	1の契約ごとに	60,000円	(66,000円)
コース 2	1の契約ごとに	100,000円	(110,000円)
コース 3	1の契約ごとに	—	
コース 4	1の契約ごとに	150,000円	(165,000円)

備考

1. コース 3 については、コンピュータ通信網サービス契約約款料金表第 1 表（c）イーサネット方式のもの①プラン 1 タイプ 1 のものに係る契約ならびに料金を要します。

ウ タイプ 3に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
コース 1	1の契約ごとに	100,000円	(110,000円)
コース 2	1の契約ごとに	150,000円	(165,000円)

2-4 クラウド接続サービスの付加機能に係るもの

ア タイプ1に係るもの

(ア) ルータ機能に係るもの

区 分	単 位	月 額	
		料金額	(税込価格)
ルータ機能	1の契約ごとに (スタティック設定に限る)	4,000円	(4,400円)
	1の契約ごとに	6,000円	(6,600円)

(イ) ファイアウォール機能に係るもの

区 分	単 位	月 額	
		料金額	(税込価格)
ファイアウォール機能	1の契約ごとにポリシー数が 15までのもの	24,000円	(26,400円)
	1の契約ごとにポリシー数が 30までのもの	28,000円	(30,800円)
	1の契約ごとにポリシー数が 45までのもの	32,000円	(35,200円)
	1の契約ごとにポリシー数が 60までのもの	36,000円	(39,600円)
	1の契約ごとにポリシー数が 75までのもの	40,000円	(44,000円)
	1の契約ごとにポリシー数が 90までのもの	44,000円	(48,400円)

イ タイプ2に係るもの

(ア) ファイアウォール機能に係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
ファイアウォール機能	1の契約ごとにポリシー数が15までのもの	24,000円	(26,400円)
	1の契約ごとにポリシー数が30までのもの	28,000円	(30,800円)
	1の契約ごとにポリシー数が45までのもの	32,000円	(35,200円)
	1の契約ごとにポリシー数が60までのもの	36,000円	(39,600円)
	1の契約ごとにポリシー数が75までのもの	40,000円	(44,000円)
	1の契約ごとにポリシー数が90までのもの	44,000円	(48,400円)

2-5 クラウドソリューションサービスに係るもの

		月額	
区 分	単 位	料金額	(税込価格)
ロードバランサー (Netwiser VE)	1の契約ごとに	21,000円	(23,100円)

第2表 （工事に関する費用）

第1 工事費

1 適用

クラウド利用サービス及びクラウド接続サービスに係る工事費の適用については、第20条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。				
(2) 割増工事費の適用	当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の本サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 <table border="1"> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> <tr> <td>午後5時30分から午前0時まで及び午前0時から午前9時まで（土日休日にあつては、終日とします。）</td><td>その工事に関する工事費の額に1.5を乗じた額</td></tr> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時30分から午前0時まで及び午前0時から午前9時まで（土日休日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.5を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時30分から午前0時まで及び午前0時から午前9時まで（土日休日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.5を乗じた額				
(3) 工事費の減額適用	当社は2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を適用することがあります。				

2 工事費の額

2-1 クラウド利用サービスに係るもの

ア タイプ1に係るもの

区 分		単位	工事費の額	(税込価格)	
サーバ機能に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	共用サーバ (1vCPU/2GB)	1の契約ごとに	34,500円	(37,950円)
		共用サーバ (1vCPU/4GB)	1の契約ごとに	34,500円	(37,950円)
		共用サーバ (2vCPU/4GB)	1の契約ごとに	55,500円	(61,050円)
		共用サーバ (2vCPU/6GB)	1の契約ごとに	55,500円	(61,050円)
		共用サーバ (2vCPU/8GB)	1の契約ごとに	55,500円	(61,050円)
		共用サーバ (4vCPU/4GB)	1の契約ごとに	86,500円	(95,150円)
		共用サーバ (4vCPU/6GB)	1の契約ごとに	86,500円	(95,150円)
		共用サーバ (4vCPU/8GB)	1の契約ごとに	86,500円	(95,150円)
		共用サーバ (4vCPU/12GB)	1の契約ごとに	86,500円	(95,150円)
		共用サーバ (4vCPU/16GB)	1の契約ごとに	86,500円	(95,150円)
		共用サーバ (4vCPU/24GB)	1の契約ごとに	86,500円	(95,150円)
		共用サーバ (6vCPU/16GB)	1の契約ごとに	102,000円	(112,200円)

		共用サーバ (6vCPU/32GB)	1の契約ごとに	102,000円	(112,200円)
		共用サーバ (8vCPU/12GB)	1の契約ごとに	127,500円	(140,250円)
		共用サーバ (8vCPU/16GB)	1の契約ごとに	127,500円	(140,250円)
		共用サーバ (8vCPU/24GB)	1の契約ごとに	127,500円	(140,250円)
		共用サーバ (8vCPU/32GB)	1の契約ごとに	127,500円	(140,250円)
		共用サーバ (8vCPU/64GB)	1の契約ごとに	127,500円	(140,250円)
	区分の変更に関する工事の場合	共用サーバの 区分の変更	1の契約ごとに	10,000円	(11,000円)
備考 1. 区分の変更に関する工事において、変更後のプランにおける工事費の額と変更前のプランにおける工事費との差額が10,000円(税込価格11,000円)を超える場合は、その差額を工事費の額とします。					

イ タイプ2に係るもの

区 分	単位	工事費の額	(税込価格)
AD連携ファイルサーバに係る工事の場合	1の契約ごと	3,500円	(3,850円)

ウ タイプ3に係るもの

区 分	単位	工事費の額	(税込価格)
V-LAN用機器監視の利用開始に係る工事の場合	1の契約ごと	10,000円	(11,000円)
CCCN用機器監視の利用の開始に係る工事の場合	1の契約ごと	10,000円	(11,000円)
上記以外に関する工事の場合	1の契約ごと	2,000円	(2,200円)

2-2 クラウド利用サービスの付加機能に係るもの

ア タイプ1に係るもの

区分	単位	工事費の額	(税込価格)
(ア)ストレージ機能に係る工事の場合	サーバストレージ機能	1の契約ごとに	3,500円 (3,850円)
(イ)オペレーションシステム利用機能に係る工事の場合	Windowsに係るもの	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)
	RedHatに係るもの	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)
	RedHat ELSに係るもの	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)
(ウ)ミドルウェア利用機能に係る工事の場合	コース1に係るもの	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)
(エ)バックアップ機能に係る工事の場合	バックアップ機能に係るもの	1の契約ごとに	3,500円 (3,850円)
(オ)クライアント利用機能に係る工事の場合	コース1に係るもの	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)

イ タイプ3に係るもの

区分	監視種別	単位	工事費の額	(税込価格)
利用の開始に係る工事の場合	P I N G監視	1のIPアドレスごとに	2,000円	(2,200円)
	インターフェース監視	1のポートごとに	3,000円	(3,300円)
	S N M Pトラップ監視	1の機器ごとに	3,000円	(3,300円)
	S N M P性能測定	1の機器ごとに	3,000円	(3,300円)
	サービス監視	1のサービスごとに	3,000円	(3,300円)
上記以外の工事に関する場合	P I N G監視	1のIPアドレスごとに	2,000円	(2,200円)
	インターフェース監視	1のポートごとに	2,000円	(2,200円)
	S N M Pトラップ監視	1の機器ごとに	2,000円	(2,200円)
	S N M P性能測定	1の機器ごとに	2,000円	(2,200円)
	サービス監視	1のサービスごとに	2,000円	(2,200円)

2-3 クラウド接続サービスに係るもの

ア タイプ1に係るもの

区 分		単位	工事費の額	(税込価格)
利用開始に係る工事の場合	コース1に係るもの	1の契約ごとに	22,500円	(24,750円)
	コース2に係るもの	1の契約ごとに	22,500円	(24,750円)
	コース3に係るもの	1の契約ごとに	22,500円	(24,750円)

イ タイプ2に係るもの

区 分		単位	工事費の額	(税込価格)
利用開始に係る工事の場合	コース1に係るもの	1の契約ごとに	23,500円	(25,850円)
	コース2に係るもの	1の契約ごとに	23,500円	(25,850円)
	コース3に係るもの	1の契約ごとに	23,500円	(25,850円)
	コース4に係るもの	1の契約ごとに	23,500円	(25,850円)

ウ タイプ3に係るもの

区 分		単位	工事費の額	(税込価格)
利用開始に係る工事の場合	コース1に係るもの	1の契約ごとに	22,500円	(24,750円)
	コース2に係るもの	1の契約ごとに	22,500円	(24,750円)

2-4 クラウド接続サービスの付加機能に係るもの

ア タイプ1に係るもの

区分		単位	工事費の額	(税込価格)
(ア) ルータ機能に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	20,000円	(22,000円)
	設定の変更に伴う工事の場合（設計が必要ないもの）	1の契約ごとに	5,500円	(6,050円)
	設定の変更に伴う工事の場合（設計が必要なもの）	1の契約ごとに	10,000円	(11,000円)
(イ) ファイアウォール機能に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	50,000円	(55,000円)
		ポリシー数の設定が15までごとに	10,000円	(11,000円)
	設定の変更に伴う工事の場合（設計が必要ないもの）	1の契約の設定済みポリシーの変更ごとに	10,000円	(11,000円)
		ポリシー数の追加設定が15までごとに	10,000円	(11,000円)
	設定の変更に伴う工事の場合（設計が必要なもの）	1の契約ごとに	55,000円	(60,500円)

イ タイプ2に係るもの

区分		単位	工事費の額	(税込価格)
(ア)ファイアウォール機能に係る工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	50,000円	(55,000円)
		ポリシー数の設定が15までごとに	10,000円	(11,000円)
	設定の変更に伴う工事の場合（設計が必要ないもの）	1の契約の設定済みポリシーの変更ごとに	10,000円	(11,000円)
		ポリシー数の追加設定が15までごとに	10,000円	(11,000円)
	設定の変更に伴う工事の場合（設計が必要なもの）	1の契約ごとに	55,000円	(60,500円)

2-5 クラウドソリューションサービスに係るもの

区 分	単 位	料金額	(税込価格)
ロードバランサー (Netwiser VE)	1の契約ごとに	10,000円	(11,000円)

付則

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2022 年 10 月 1 日より実施します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2023 年 7 月 1 日より実施します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2023 年 8 月 1 日より実施します。

(その他)

- 2 この規約の実施日以降、クラウド接続サービスのタイプ 1 に係る付加機能のうち、(ウ)UTM 機能の新規利用申込受付を終了します。

(その他)

- 3 この規約の実施日以降、クラウド接続サービスのタイプ 2 に係る付加機能のうち、(イ)UTM 機能の新規利用申込受付を終了します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2023 年 8 月 28 日より実施します。

(その他)

- 2 この規約の実施日以降、クラウド利用サービスの(ア)ストレージ機能のうち、SAS ストレージ機能および SATA ストレージ機能の新規利用申込受付を終了します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2023 年 9 月 12 日より実施します。

(その他)

- 2 この規約の実施日以降、クラウド利用サービスタイプ 3 の新規利用申込受付を終了します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2023 年 12 月 22 日より実施します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2024 年 4 月 1 日より実施します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2024 年 9 月 1 日より実施します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2025 年 7 月 1 日より実施します。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2026 年 6 月 1 日より実施します。

(改定内容)

- 2 この規約の実施日以降、クラウド利用サービスは、新たに設置する仮想装置で提供します。
- 3 この規約の実施日以降、クラウド利用契約の提供条件は、当社が別に定める「クラウドサービス仕様書 (Nutanix 版)」の内容が適用されます。
- 4 この規約の実施日以降、クラウド利用サービスにおけるタイプ 1 の区分のうち、「専用サーバ(32 コア/256GB)」の提供は行いません。

(経過措置)

- 5 この規約の実施日より前に締結したクラウド利用契約の提供条件は、現行の仮想装置から新たに設置する仮想装置へ順次移行が完了した時点で、前項 2 および前項 3 および前項 4 が適用されるものとします。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2026 年 10 月 1 日より実施します。

(サービス名称の変更)

- 2 当社は、2026 年 10 月 1 日をもって「EneWings クラウドタイプ E プラスサービス」の名称を「クラウドサービス」に変更します。
- 3 前項 2 における変更は、本サービスの提供条件その他契約内容に影響を及ぼすものではなく、変更前に締結された契約における従前のサービス名称の記載を、変更後の名称に読み替えるものとします。

付則

(実施期日)

- 1 この規約は 2027 年 4 月 1 日より実施します。

(付則の一部廃止)

- 2 この規約の実施日以降、2026 年 6 月 1 日付則第 2 項から第 5 項を廃止します。